様式１号

|  |
| --- |
| 番　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　　　　　様○○○○土地区画整理組合理事長 　氏　　　　　　 名 仮換地の指定について（通知）本組合の施行地区内にあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。同法同条第５項の規定により通知します。 記１　仮換地の位置及び地積別紙仮換地指定明細書及び添付図のとおり２　仮換地指定の効力発生の日年　　月　　日（注意）　 従前の宅地について権限に基づき使用し、または収益することができる者は、この通知書記載の「仮換地指定の効力発生の日」からこの仮換地を使用し、または収益することができますが、従前の宅地については、使用し、または収益することができません。（教示）１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）２　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 |

記載方法等

１　通知を受ける者の氏名は、登記事項証明書の氏名を使用し、その者が死亡している場合は、原則として代位登記を行い、この氏名を用いる。登記が完了していないときは、名義人の氏名と相続人の氏名を用い、共有の場合は、何名共有と人員を併せて記入し、全員に通知する。

２　番号は、一連番号（例、　　　組仮指第　号等）を使用し、整理する。

３　指定の効力発生の日は、送達期間を見込んで定める。

４　仮換地指定明細書の様式で作成した仮換地の明細を添付する。

５　添付図は、仮換地図、案内図、位置図を添付する。

６　お知らせ文書を添付する。

７　仮換地を変更する場合は、仮換地指定明細書（変更）の様式を使用する。

様式２号

|  |
| --- |
| 番　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　　様○○○○土地区画整理組合理事長　氏　　　　　　　名　　　権利の指定について（通知）本組合の施行地区内であなたの借地権等が存する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下記のとおり権利の目的となる仮換地を指定します。同法同条第６項の規定により通知します。記１　権利の目的となる仮換地の位置及び地積別紙仮換地指定明細書及び添付図のとおり２　仮換地指定の効力発生の日年　　月　　日（注意）　この通知書記載の「仮換地指定の効力発生の日」からこの仮換地を使用しまたは収益することができますが、従前の宅地については、使用しまたは収益することができません。（教示）１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）２　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 |

記載方法等

１　通知を受ける者の氏名は、登記されている場合は、登記事項証明書の氏名を使用し、その者が死亡している場合は、原則として代位登記を行い、この氏名を用いる。登記が完了していないときは、名義人の氏名と相続人の氏名を用い、共有の場合は、何名共有と人員を併せて記入し、全員に通知する。

申告されている場合は、申告届の氏名を用いて、変更があれば変更の届出を促す。

２　番号は、一連番号（例、　組仮指第　号等）を使用し、整理する。

３　指定の効力発生の日は、送達期間と宅地所有者への仮換地指定と合わせて定める。

４　仮換地指定明細書の様式で作成した仮換地の明細を添付する。

５　添付図は、仮換地図、案内図、位置図を添付し、仮換地の一部分を権利の目的とする場合には、その部分を明示する。

６　お知らせ文書を添付する。

７　仮換地を変更する場合は、仮換地指定明細書（変更）の様式を使用する。

様式３号

|  |
| --- |
| 番　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　　様○○○○土地区画整理組合理事長　氏　　　　　　　名　仮換地の指定について（通知）本組合の施行地区内にあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。同法同条第５項及び第99条第２項の規定により通知します。記１　仮換地の位置及び地積別紙仮換地指定明細書及び添付図のとおり２　仮換地指定の効力発生の日年　　月　　日３　仮換地の使用収益を開始することができる日別に定めて、後日通知します。（注意）　１　この通知書記載の「仮換地指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。２　別に通知する「仮換地の使用、収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、または収益することはできません。（教示）　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）２　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 |

記載方法等

１　この通知書は、仮換地となるべき宅地（仮換地先の底地）に仮換地を使用するうえに障害となる物件が存する場合で、かつ、従前の宅地についても工事等のために使用又は収益ができないときに土地所有者に対して通知する。

２　記載方法等は、様式１号と同様とする。

様式４号

|  |
| --- |
| 番　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　　　　様○○○○土地区画整理組合理事長　氏　　　　　　　　名　権利の指定について（通知）本組合の施行地区内であなたの借地権等が存する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下記のとおり権利の目的となる仮換地を指定します。同法同条第６項及び第99条第２項の規定により通知します。記１　権利の目的となる仮換地の位置及び地積別紙仮換地指定明細書及び添付図のとおり２　仮換地指定の効力発生の日年　　月　　日３　仮換地の使用収益を開始することができる日別に定めて、後日通知します。（注意）　１　この通知書記載の「仮換地指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。２　別に通知する「仮換地の使用、収益の開始することができる日」までは仮換地を使用し、または収益することができません。（教示）　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）２　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 |

記載方法等

１　この通知書は、仮に権利の目的となるべき宅地又は宅地の部分（仮に権利の目的となる宅地又は宅地の部分の底地）に仮に権利の目的となるべき宅地又は宅地の部分を使用するうえに障害となる物件が存する場合で、かつ、従前の宅地又は従前の宅地の部分についても工事等のために使用又は収益ができないときに、土地所有者以外の借地権者等に対して通知する。

２　記載方法等は、様式２号と同様とする。

様式５号

|  |
| --- |
| 番　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　　　　　　様○○○○土地区画整理組合理事長　氏　　　　　　　　名　仮換地の使用収益の開始について（通知）年　　月　　日付け　　第　　　号で指定通知した仮換地について、使用または収益を開始することができる日を下記のとおり定めたから、土地区画整理法第99条第２項の規定により通知します。記仮換地の使用収益を開始することができる日年　　月　　日（教示）　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）２　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 |

記載方法等

１　この通知書は、様式３号及び４号で仮換地を指定した者に対して使用収益が開始できるようになった場合に使用する。

２　図面等は添付せずこの通知書のみを送付する。

様式６号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　　　　　　様○○○○土地区画整理組合理事長　氏　　　　　　　名　使用収益の停止について（通知）本組合の施行地区内にあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第100条第１項の規定により、下記のとおり使用し、または収益することを停止します。記１　使用収益を停止する宅地

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市　町大字字名 | 地番 | 地目 | 登記簿地積 | 全部(一部) | 借地等 | 所有者又は借地権者 | 摘要 |
| 符号 | 地積 | 全部(一部) |
|  |  |  |  | ㎡ |  |  |  | ㎡ |  |  | 停止する土地の図面は別添のとおり |

２　使用収益停止の日年　　月　　日（教示）　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に愛知県知事に審査講求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）２　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 |

記載方法等

１　この通知書は、原則として法第90条又は第95条第６項の規定による換地不交付の場合に使用する。

２　停止する宅地の明細は、仮換地指定明細書を準用してもよい。この場合は仮換地の欄は斜線で消し、摘要に法の根拠条項と使用収益停止の旨を記入する。

３　図面は、停止する区域等が判明する従前の土地図等を添付する。

４　他の仮換地指定を行う範囲に合わせ又は相当前に通知する。

５　停止する日は、宅地に居住している建物がある場合には、３か月以上、その他の場合には１か月程度後の日で定める。

６　宅地の一部分について停止する場合は、分割してそれぞれ行う。

様式７号

|  |
| --- |
| 番　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　　　　　　様○○○○土地区画整理組合理事長　氏　　　　　　　　名　仮換地指定の取消しについて（通知）年　　月　　日付け　　第　　　号でした仮換地の指定は、　　　　　により取消します。（教示）　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）２　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 |

記載方法等

１　取消しの理由は、事業計画変更等その理由を記載する。

２　取消しは、変更の仮換地指定と同日で行う。

３　取消しは、宅地所有者と他の借地権者等がある場合には、同日で行う。

様式８号

|  |
| --- |
|  仮 換 地 指 定 明 細 書 No. |
| 従 前 の 宅 地 | 仮 換 地 |  |  | 摘要 | 整　　　理　番　　　号仮換地指定番 号 |
| 市　　町、大字、字名 | 地 番 | 地 目 | 登記地積 | 借 地 等 | 街区番号 | 仮地番（符号） | 地 積 | 借 地 等 | 土地所有者氏 名 | 借地権者等氏名 |
|  |  |  |  | 符号 | 地積 | 符 号 | 地 積 |  |
|  |  |  |  | ㎡ |  |  | ㎡ |  |  |  | ㎡ |  |  | ㎡ |  |  |  |  |

記載方法

１　登記地積は上段に記入し、基準地積（更正地積）が登記地積と異なる場合には、下段に（　）で記入する。

２　借地等の符号は、従前の宅地又はその部分の符号を記入し、その部分が一部なら一部と、全部の場合は全部と記入する。登記（又は申告地積）は上段に記入し、基準権利地積は下段に（　）で記入する。

３　仮換地の借地等も同様に符号をつけ記入する。

４　順序は、町名、大字、字ごとにし、地番順に作成する。

５　借地権者等（借地等）がない場合は、空白とする。

６　共有権利者がある場合は、共有者の人員（何名）を明示する。

７　摘要欄には次の項目を記入する。

（1）　換地不交付、特別な宅地、取消し、使用収益停止等の区別と法の根拠条項等

（2）　仮換地の指定地積と権利地積との過不足

８　整理番号は、仮換地指定通知書の番号を記入する。

様式９号

|  |
| --- |
| 　　　　　　仮換地指定明細書(変更)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　No. |
| 従前の宅地 | 仮換地 |  |
| 市町、大字、字名 | 地番 | 地目 | 登記地積 | 借地等 | 街区番号 | 仮地番(符号) | 地積 | 借地等 | 土地所有者氏名 | 借地権者等氏名 | 摘要 | 整理番号仮換地指定番号 |
| 符号 | 地積 | 符号 | 地積 |
|  |  |  |  | ㎡ |  |  | ㎡(変更前) |  |  |  | ㎡ |  |  | ㎡ |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  | (変更後) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

記載方法

１　方法は、仮換地指定明細書と同様とする。

２　変更前を記入し、変更後を記入し、交互に記入する。

３　所有者及び借地権者等が、変更されている場合には、その者の氏名を変更後に記入し、権利が消滅した場合は空白とする。

様式10号

|  |
| --- |
| 仮換地指定通知書等送付簿 |
| 番号 | 氏　名 | 住　　　所 | 郵送・使送の区分 | 送付年月日 | 摘　　　要(取扱者) | 割印等 |
|  |  |  | 郵・使 |  |  |  |
|  |  |  | 郵・使 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

記載方法等

１　番号は、仮換地指定通知書等、仮換地指定明細書（又は変更）と同じ番号とする。

２　送付簿は、仮換地指定、権利の指定、使用収益の停止及び開始、取消しごとに区分して、氏名の五十音（ア、イ、ウ、エ、オ…）順に作成する。

３　郵送、使送の区分は、該当区分に○印を付する。

４　摘要には、受領拒否等で、送達できない場合の処理経過及び方法（　年　月　日公告等）を記載する。使送の場合は、その取扱者の印を押す。

５　使送の場合には、次の様式の受領書を徴収し整理する。

|  |
| --- |
| 受　　　　領　　　　書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日土地区画整理組合理事長殿　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　下記の通知書を受け取りました。記１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　　年　　　月　　　日　付　第　　　　　号) |

様式11号

|  |
| --- |
| 公　　　　　　　　告〇〇〇〇土地区画整理組合の定款第　条の規定に基づき、次のように仮換地の案を縦覧に供します。仮換地案について、意見のある関係権利者は、縦覧期間の満了の日までに組合に意見を申し出ることができます。年　　月　　日○○○○土地区画整理組合理事長　氏　　　　　　名１　縦覧の期間年　　月　　日から　　年　　月　　日までの午前　　　時から時まで２　縦覧の場所○○市○○町大字○○字○○番地○○○○土地区画整理組合事務所電話番号　　　　　市外局番番 号 |

公告の注意

１　公告する場所は、定款の規定する所定の所とする。

２　定款に縦覧の規定がない場合は、公告の冒頭部分の文章を変更する。

３　縦覧期間は２週間とし、開始日前に公告する。

様式12号

|  |
| --- |
| 番　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　　　　様○○○○土地区画整理組合理事長　氏　　　　　　名仮換地の案の縦覧について（通知）本組合の施行地区内の宅地について仮換地の案が、作成できましたので、あなたの土地（又は借地権等）に係る仮換地の案を下記の期間にお見せして、御意見を伺いたいのでおいでくださるよう御案内します。記１　縦覧の期間年　　月　　日から　　年　　月　　日までの午前　　時から午後　時まで２　縦覧の場所○○市○○町大字○○字○○番地○○○○土地区画整理組合事務所３　組合の希望する日時年　　月　　日　　時頃、万一不都合な場合は組合事務所へ御連絡をお願いします。(市外局番　　　　電話番号　　　　　　　　　　)なお、おいでの際には、この通知書を御持参してください。 |

注　意

１　通知は、ハガキ等で、権利者（組合員）に漏れのないよう通知する。

２　余白があれば、組合事務所の所在略図を添付する。

様式13号

|  |
| --- |
| 仮換地の案についての意見書 No.  |
| 意見対象街区 | 仮地番 | 仮換地案の略図等 |
| (意見) | (以下別紙) |  |
| 意見申出年月日 | 年 　月　 日 | 氏名 |  |
| (組合の回答内容) |  |  |
| 略　　図　　等 |
|  |  |
| 決定(回答)年月日 | 年　　　月　　　日 | 取扱者名 |

記載方法等

１　仮換地案を縦覧し、意見を申し出た者について作成する。案について了解した者は、作成しない。

２　回答は、組合の理事で検討、調整して対応策を定め総(代)会の議決前に、

申出者に対して、この写しで回答する。

３　意見は、この用紙に記載できない場合は、別紙を使用し、可能な限り申出

人に記載させ、組合は補足のみ行う。

様式14号

|  |
| --- |
| お　　知　　ら　　せ１　仮換地指定通知書に記載の「仮換地指定の効力発生の日」から仮換地を使用収益することができますので、その日から従前の土地は使用収益しないでください。ただし「仮換地の使用収益の開始することができる日」を別に定めて通知するものは、後日通知する日までは仮換地を使用できません。また使用収益を停止された方は、従前の土地を使用しないでください。２　仮換地の指定地積が、権利地積（従前の土地から減歩地積を差引いた地積）より多い分または少ない分は、後日金銭で清算します。３　仮換地が、事業計画の変更等で変更される場合には、改めて通知します。４　仮換地の地積は、図面上で計算してありますので、工事等が完了しましたら、確定測量（実測）を行います。この結果、多少は地積の増減が生じる場合がありますことを御承知おきください。５　仮換地指定の後で、土地の所有権移転（売買等）や、分合筆される場合は、清算金などの問題が伴いますので、組合へ事前に必ず連絡してください。６　仮換地について、土地の形質の変更もしくは建築物その他工作物の新築、改築、増築を行い、又は移動の容易でない物件の設置もしくは、たい積（５トン以上）を行おうとする場合は、○○市（町村）長の許可が必要ですので、事前に組合へお申し出ください。（土地区画整理法第76条第１項・愛知県事務処理特例条例別表第９の10）７　仮換地の証明書や、仮換地の底地証明の必要な方は、組合が証明しますのでお申し出ください。８　建築物等について、道路、水路、公園等の工事のためや、仮換地への移転（又は除去）の必要がある方には、後日組合から改めて連絡いたしますので、その際はご協力をお願いします。９　その他・仮換地について疑問なことは組合へご照会ください。○○市○○町大字○○字○○番地○○○○土地区画整理組合事務所電話（市外局番）－○○○－○○○○ |